



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法務文書課

定期第 2 2 8 5 号 平成 2 1 年 8 月 1 0 日発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
4 8 2	土地改良区の役員の退任及び就任について 届出があった件	農山村政策局 農山村整備課
4 8 3	新たに行う土地改良事業を適当と決定した 件	同
4 8 4	土地改良事業計画の変更について適当と決 定した件	同
4 8 5	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課
4 8 6	基幹的な市町村道の改築工事が完了した件	道路総局 道路整備課

徳島県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年八月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

大麻土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	安 藝 勲		鳴門市大麻町板東字宝蔵一四一
同	納 田 ヒデ子		字八幡三八
同	吉 田 貴 則		字采女六六一二
同	武 市 高 信		字永井一五
同	松 田 全 弘		桧字道ノ北一九
同	田 渕 瀧		板東字樋殿谷一〇一一二
同	谷 口 元 一		桧字道ノ北七〇
同	板 東 功	板 東 功	萩原字姥ヶ懐四六一二
同	齋 藤 進	齋 藤 進	板東字大林一一
同	梯 幸 雄	梯 幸 雄	字北条二〇
同	阿 部 豊太郎	阿 部 豊太郎	字広塚七一五
同	堺 理	堺 理	桧字東バリ三一
同	安 喜 傳	安 喜 傳	字野神ノ北一一
同	富 田 治	富 田 治	字道ノ北八二一一
同		齋 藤 啓 示	板東字辻見堂一一一一
同		原 田 康 男	字八幡一一四
同		野 口 英 雄	字宝蔵七八
同		只 津 博 司	字永井四九一四
同		浅 野 啓 夫	桧字椎尾谷六一一二
同		桺 野 敏 治	板東字樋殿谷六一二九
同		藤 川 昇	桧字道ノ南二〇一一二
監 事	黒 田 哲 男	黒 田 哲 男	萩原字山ノ下一一三一二
同	五 島 泰市郎	五 島 泰市郎	板東字広塚九
同	岸 宏 治	岸 宏 治	桧字道ノ北二四

徳島県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあった土地改良区が新たに行う土地改良事業は、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成二十一年八月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請人

阿波西部土地改良区

二 地区名

林地区（川久保）

三 縦覧期間

平成二十一年八月十七日から

平成二十一年九月十一日まで

四 縦覧場所

阿波市役所

徳島県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により協議のあつた土地改良事業計画の変更については、同条第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを縦覧に供する。

平成二十一年八月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請人

吉野川市

二 地区名

川島地区

三 縦覧期間

平成二十一年八月十七日から

平成二十一年九月十一日まで

四 縦覧場所

吉野川市役所

徳島県告示第四百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

美波町

二 都市計画事業の種類及び名称

日和佐都市計画下水道事業 美波町公共下水道

三 事業施行期間

平成十一年十月二十九日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十一年徳島県告示第七百十七号（都市計画事業を認可した件）及び平成十八年徳島県告示第二百八十八号（都市計画事業の変更を認可した件）の事業地に海部郡美波町奥河内字寺前地内を加える。

2 使用の部分

なし

徳島県告示第四百八十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき国土交通大臣が指定した基幹的な市町村道の改築工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年八月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
折宇渡剪宇	美馬郡つるぎ町一宇字剪宇四九五番 一地从から 同 一地从まで 五。七番	改 築	平成二十年十一月三十日